

9月4日本会議開会

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時55分 ——

○的野信之議長     ただいまから、令和6年第4回鞍手町議会定例会を開会します。開会に際しまして、今回の台風10号の対応状況等について執行部よりお手元に資料配布がありますのでご確認ください。

次に町長より提出されております

「専決処分の報告 庁舎等建設事業鞍手町新庁舎建設工事請負契約の変更第2回」

「地方独立行政法人くらて病院 令和5事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告」

「地方独立行政法人くらて病院 第3期中期目標期間に係る業務実績見込に関する評価結果の報告」

「令和5年度 決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告書」

「令和5年度 鞍手町 一般会計継続費精算報告書」

「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和5年度 報告書」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番議員 星 正彦議員及び4番議員 宇田川 亮議員を指名します。

次に日程第2 「会期の決定」を議題とします。今期 定例会の会期は、本日から19日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」を議題とします。タブレットの送信資料のとおり議会の意見を求められています。これから質疑を行います。「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。「人権擁護委員 候補者の推薦に関する協議」については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」について、原案を適当と認め、原案通り決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。日程第4 議案第44号を議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第4 議案第44号につきまして提案説明を申し上げます。日程第4 議案第44号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてであります。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し、関係市町村との協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。以上が、日程第4 議案第44号の提案説明であります。ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第5 議案第45号を議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第5 議案第45号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第5 議案第45号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。本議案は、現鞍手町教育委員会委員の藤井睦彦氏の任期が令和6年10月6日をもって満了することに伴い、後任に筒井英和氏を新たに任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は、令和6年10月7日から令和10年10月6日までの4年間であり、別紙で略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。以上が、日程第5 議案第45号の提案説明であります。ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長 これから質疑を行います。議案第45号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第45号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。議案第45号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第45号「鞍手町教育委員会委員の任命」を採決します。教育委員会委員に筒井英和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第45号は、同意することに決定しました。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時03分 ——  
~~~~~○~~~~~

(筒井英和氏入場)

○的野信之議長 ただいま同意された件で、筒井氏から挨拶の申し出がありますので、これをお受けします。

(筒井英和氏挨拶)

(筒井英和氏退場)

~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時04分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。日程第6 議案第46号を議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第6 議案第46号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第6 議案第46号は、鞍手町役場の位置を定める条例であります。本議案は役場新庁舎の建設により事務所の位置が変更となることに伴い、現行の鞍手町役場設置条例を改廃する必要性が生じたため、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、新たに事務所の位置を定める条例を制定することに対し、町議会の議決を求めるものであります。なお、本議案により新庁舎の住所が確定しましたら、開庁までの間に、当該住所を必要とする事務手続を進めていく予定としております。以上が、日程第6 議案第46号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長 これから質疑を行います。議案第46号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第46号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。議案第46号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。本案の採決には、地方自治法第4条第3項の規定により、議長も含めた出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。本日の出席議員は13名であり、その3分の2は9名であります。議長につきましては、議長席での表決参加となりますのでご了承願います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(「挙手」多数あり)

挙手13名です。全員賛成です。よって議案第46号は原案のとおり可決しました。

次に、日程第7 議案第47号から日程第11 議案第51号までの5件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第7 議案第47号から日程第11 議案第51号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第7 議案第47号は、鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例であります。本議案は、役場新庁舎に設置する多目的ホール及び健康増進室

を、地方自治法第238条の4第7項の規定により町の業務に支障のない範囲で町民等の使用に供することについて、新たに当該使用に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、日程第8 議案第48号は、鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例であります。本議案は、鞍手町総合福祉センターが持つ保健・福祉機能を役場新庁舎へ移転し、また、現行の勤労者ふれあい棟の名称を変更し、引き続き体育施設として管理していくことについて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、新たに当該体育施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。なお、本条例の附則で、鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止することにしております。

次に、日程第9 議案第49号は、鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例であります。本議案は、鞍手地区都市再整備計画における鞍手地区公園として文化体育総合施設内に公園が整備されたことにより、新たに当該公園の管理に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、日程第10 議案第50号は、鞍手町公告式条例の一部を改正する条例であります。本議案は、役場新庁舎の建設に伴い、掲示場の位置の変更が生じるため、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第51号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、新規制定条例として上程しております、議案第48号鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例を制定することにあわせた、体育施設及び公民館の使用料の減免規定の見直し及び公民館内部改修により施設名称の変更が必要となったため、条例の一部について所要の改正を行うものであります。以上が、日程第7 議案第47号から日程第11 議案第51号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第12 議案第52号から日程第14 議案第54号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第12 議案第52号から日程第14 議案第54号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第12 議案第52号は、令和6年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。本補正予算の主なもの申し上げますと、歳出では、2款総務費で、事務の効率化等を図るため財務会計システムにおいて電子決済システムの導入に係る経費として944万9千円を追加しております。

次に、4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種について、国から示された接種費用の見込みが見直されたことに伴い、2,503万3千円を追加しております。

次に、6款農林水産業費では、大字中山字唐ヶ崎に位置する唐ヶ崎上池の縦樋更新工事費として490万円を追加しております。

次に、7款商工費では、直方・鞍手工業用地の隣接地において、所有者不明の土地があるため境

界立会ができず造成事業に支障をきたすため、所有者不明土地管理制度を活用し、裁判所に管理命令を申し立てる経費として、70万7千円を追加しております。

次に、8款土木費では、大字新延字宮ノ原に位置する池尻・宮ノ原線の道路補修工事費として、100万円を追加しております。

次に、10款教育費では、統合小学校の建設予定地である剣南小学校において、遺跡試掘調査地の樹木を伐採するための経費として、33万円を追加しております。また、歴史民俗博物館別館の展示工事において、造作工事に係る材料費の高騰や館内の解説パネル用の動画制作等に要する経費として、593万2千円を追加しております。さらに、給与費全般において、本年の人事異動や標準報酬月額の変更に伴う補正を行っております。一方、歳入では、11款 地方交付税で普通交付税が決定されたことから所要の補正を行っております。また、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金及び16款 県支出金で所要の補正を行うほか、20款 繰越金では令和5年度決算に伴う繰越金の追加をしております。22款 町債では、庁舎等建設事業について、役場機能緊急保全事業債と一般単独事業債の財源を組み替えたことや、臨時財政対策債の発行可能額が決定されたこと、歴史民俗博物館別館建設事業に関連した過疎対策事業債について所要の補正を行っております。そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ2,554万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ131億6,534万2千円としております。

次に、日程第13 議案第53号令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、9款諸支出金で、保険給付費等交付金償還金2,198万6千円の追加及びくらて病院運営費交付金4,800万円を追加しております。一方、歳入では、国民健康保険税本算定に伴い、1款国民健康保険税及び7款保険基盤安定負担金に係る繰入金をそれぞれ減額補正を行うほか、8款繰越金では令和5年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。その結果、歳入歳出それぞれ8,868万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億4,989万3千円としております。

次に、日程第14 議案第54号令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金の減額及び3款 諸支出金で一般会計繰出金39万3千円を追加しております。一方、歳入では令和5年度決算に伴い、1款 後期高齢者医療保険料の減額及び5款 繰越金を追加するなど所要の補正を行い、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ54万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,975万円としております。以上が、日程第12 議案第52号から日程第14 議案第54号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第15 議案第55号から日程第23 議案第63号までの9件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

○岡崎邦博町長 日程第15 議案第55号から日程第23 議案第63号までの9件につきましては、令和5年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに公営企業会計の決算認定であります。一括して提案説明を申し上げます。日程第15 議案第55号は、令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 108億3,024万9,824円

歳出総額 104億6,902万4,980円

差引額3億6,122万4,844円となり、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,680円を差し引いた実質収支額は、3億6,122万3,164円となっております。なお、鞍手町財政調整基金条例第2条第2号の規定により、決算上生じた剰余金の2分の1を下らない範囲で、基金へ積み立てることとされておりますので、実質収支額のうち1億9,000万円を財政調整基金へ積み立てております。

次に、日程第16 議案第56号は、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 18億1,592万6,063円

歳出総額 17億4,648万 770円

差引額と実質収支額は、6,944万5,293円となっております。

次に、日程第17 議案第57号は、令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 4,369万2,051円

歳出総額 4,369万2,051円

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第18 議案第58号は、令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 3億983万6,925円

歳出総額 3億832万7,075円

差引額と実質収支額は、150万9,850円となっております。

次に、日程第19 議案第59号は、令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 57万4,951円

歳出総額 57万4,951円

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第20 議案第60号は、令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 990万4,264円

歳出総額 990万4,264円

差引額と実質収支額は、０円となっております。

次に、日程第２１ 議案第６１号は、令和５年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 ３億４，９１９万７，５１７円

歳出総額 ３億４，９１９万７，５１７円

差引額と実質収支額は、０円となっております。

次に、日程第２２ 議案第６２号は、令和５年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。予算第３条に定めた収益的収入及び支出では、

収益的収入が ３億５，００７万９，５２８円

収益的支出が ３億３，７８３万９，６０７円となり、損益計算におきまして当年度純利益が、８５０万５，６７３円となっております。

次に、予算第４条に定めた資本的収入及び支出では、

資本的収入が １，２２９万９，２０２円

資本的支出が ９，６５７万５，０４０円となり、差し引き８，４２７万５，８３８円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金で同額補填しております。

次に、日程第２３ 議案第６３号は、令和５年度鞍手町下水道事業会計決算認定であります。予算第３条に定めた収益的収入及び支出では、

収益的収入が ４億２，８１１万２，３１２円

収益的支出が ４億１，３１３万５，１４４円となり、損益計算におきまして当年度純損失が、６１７万１，３４９円となっております。

次に、予算第４条に定めた資本的収入及び支出では、

資本的収入が ５億３，９０１万９，８００円

資本的支出が ６億８，８４５万４，１１４円となり、差し引き１億４，９４３万４，３１４円の資金不足となりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，１１４万８，５１７円、過年度分損益勘定留保資金３，０７４万１，０７７円及び、当年度分損益勘定留保資金９，７５４万４，７２０円で補填しております。以上が、日程第１５ 議案第５５号から日程第２３ 議案第６３号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第２４ 議案第６４号を議題とします。提案理由の説明を求めます。 町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第２４ 議案第６４号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第２４ 議案第６４号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和６年度固定資産税の課税免除であります。本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和６年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業４社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。以上が、日程第２４ 議案第６４号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。



○的野信之議長　本案に対する質疑は後日行います。この際、休会についてお諮りします。明日 5 日から 8 日までの 4 日間を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日 5 日から 8 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 1 4 時 2 6 分 ——

~~~~~○~~~~~